

府子本第 284 号
平成 28 年 4 月 19 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長

平成 28 年（2016 年）熊本地震による被災者等に対する児童手当の認定等について

平成 28 年（2016 年）熊本地震による被災者等に対する児童手当については、下記による取扱いとなりますので、念のため通知します。

なお、管内市区町村に対しては、貴職から通知願います。

記

- 1 児童手当法第 7 条により児童手当の認定請求をする者は、同法施行規則第 1 条の 4 第 2 項により、当該事実を明らかにする書類を添えなければならないが、今般、災害救助法適用市町村（以下「被災地」という。）において新たに児童を出生したこと等により児童を監護し、かつ、生計を同じくすることとなった者、被災地に転入した者及び被災地から転出した者に係る認定請求の添付書類については、同法施行規則第 1 1 条第 2 項の規定により、請求者本人からの申立書をもって代えることができるものであること。
- 2 被災者等が、児童手当法施行規則第 2 条から第 8 条により届出を行った場合についても、同法施行規則第 1 1 条第 2 項の規定により、請求者本人からの申立書をもって代えることができるものであること。
- 3 被災者等については、児童手当法第 8 条第 3 項に規定される「災害その他やむを得ない理由」により、認定請求等を行うことができないことが考えられるため、今後、被災者等から認定請求等があった場合は、同項の規定による措置について、十分配慮されたいこと。

（担当）

内閣府子ども・子育て本部

児童手当管理室 指導第一係

03-5253-2111（内線 38483、38482）

FAX 03-3501-6501